

○農水産業協同組合貯金保険機構が保有することができる有価証券等を指定する件

(昭和四十八年九月一日大蔵省・農林省告示第十号)

農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)第四十三条第一号及び第二号の規定に基づき、農水産業協同組合貯金保険機構が保有することができる有価証券(以下「指定有価証券」という。)及び預金をすることができる金融機関(以下「指定金融機関」という。)を次のように指定する。

一 指定有価証券

イ 地方債証券

ロ 政府保証債券(その債券に係る債務を政府が保証している債券をいう)

ハ 農林中央金庫その他の金融機関の発行する債券

ニ 特別の法律により設立された法人の発行する債券(ロ又はハに掲げる債券に該当するものを除く。)

ホ 貸付信託の受益証券

ヘ その発行する株式が金融商品取引所(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第十六項に規定する金

融商品取引所をいう。)に上場されている株式会社が発行する一般担保付き又は物上担保付きの債券(ロ、ハ又はニに掲げる債券に該当するものを除く。)

ト その他確実と認められる有価証券であつて、その保有について主務大臣の承認を受けたもの

二 指定金融機関

イ 銀行

ロ 農林中央金庫

ハ 農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会

ニ 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第八十七条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会

附 則

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年法律第百十八号)附則第三十三条第二項の規定により農水産業協同組合貯金保険法の規定を適用する場合におけるこの告示の規定の適用については、第二号ハ中「農業協同組合連合会」とあるのは、「農業協同組合連合会及び特定承継会社(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年法律第百十八号)附則第二十六条第一項に規定する

特定承継会社をいう。」「とする。